

平成27年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成27年度11月補正予算等関係)

病院局

平成27年11月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第4号	平成27年度鳥取県営病院事業会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	1
	2 債務負担行為に関する調書		2

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	総務課	3
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	総務課	5

平成27年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料総括表

病 院 局 (単位：千円)

区 分	収 入			支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	
中央病院	収益的収支	13,734,624	0	13,734,624	13,703,079	0	13,703,079
	資本的収支	855,047	0	855,047	2,577,241	0	2,577,241
	計	14,589,671	0	14,589,671	16,280,320	0	16,280,320
厚生病院	収益的収支	7,445,705	0	7,445,705	7,751,334	0	7,751,334
	資本的収支	907,012	0	907,012	1,173,700	0	1,173,700
	計	8,352,717	0	8,352,717	8,925,034	0	8,925,034
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	103,988	0	103,988
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	103,988	0	103,988
合 計	収益的収支	21,180,329	0	21,180,329	21,558,401	0	21,558,401
	資本的収支	1,762,059	0	1,762,059	3,750,941	0	3,750,941
	計	22,942,388	0	22,942,388	25,309,342	0	25,309,342

○説 明

【補正内容】

○債務負担行為の設定

- ・厚生病院臨床検査業務委託外4件

債務負担行為に関する調書

追加

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支. 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益
厚生病院臨床検査業務委託	千円 133,272		千円	平成28年度から 平成31年度まで	千円 133,272	千円	千円	千円 133,272
厚生病院感染症病床排水処理装置保守点検業務委託	千円 4,065		千円	平成28年度から 平成32年度まで	千円 4,065	千円	千円	千円 4,065
厚生病院空冷氷蓄熱チラー保守点検業務委託	千円 4,480		千円	平成28年度から 平成32年度まで	千円 4,480	千円	千円	千円 4,480
厚生病院デジタル式乳房撮影装置保守点検業務委託	千円 10,995		千円	平成28年度から 平成32年度まで	千円 10,995	千円	千円	千円 10,995
厚生病院デジタルX線TV装置システム保守点検業務委託	千円 19,765		千円	平成28年度から 平成32年度まで	千円 19,765	千円	千円	千円 19,765

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 非紹介患者初診加算料に関する規定中引用している健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の条項等を改める。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
1～6 略			1～6 略		
7 非紹介患者初診加算料			7 非紹介患者初診加算料		
区分		金額	区分		金額
<u>健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診に係るもの</u>	鳥取県立中央病院	初診料算定 1回につき 2,700円	<u>健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）</u>	鳥取県立中央病院	初診料算定 1回につき 2,700円
	鳥取県立厚生病院	初診料算定 1回につき 1,620円		鳥取県立厚生病院	初診料算定 1回につき 1,620円
8～10 略			8～10 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
中央病院	物品 保守	プリンター	6台	米子市西三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	146,016	平成27年9月1日 ～平成28年8月31日	鳥取県立中央病院
中央病院	物品 保守	ノートパソコン	18台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店	105,636	平成27年9月1日 ～平成28年8月31日	鳥取県立中央病院

